

## ＜一般委託＞

（「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用）

### 有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2)（一般委託）仕様書

有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	本作業は、有馬線管路用地ほかの環境整備のため、草刈り及び樹木の手入れ等を行うものである。
2	履行期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日
3	施行場所	海老名市本郷3826番地ほか
4	業務内容	別紙『特記仕様書』のとおり
5	特記事項	別紙『特記仕様書』のとおり
6	関係法規	本委託業務は、横須賀市上下水道局契約規程及び労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 履行期間を通じて「造園施工管理技士」又は、「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用し、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価契約による業務委託契約（一般委託） （契約単価は、内訳表参照）
9	支払方法	委託料の支払いは3回払い（9月・12月・3月末締め）とし、受託者の請求により精算する。また、消費税として精算額に税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">非対象</span>
11	現場代理人の配置	必要 ・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不要</span>
12	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の施行にあたっては、特記仕様書を優先的に適用するほか、最新の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。</li> <li>・委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和6年4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約する予定とする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。</li> <li>・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。</li> </ul>
13	監督員 連絡先	技術部 浄水課 有馬浄水場 山田雅彦 TEL 046-238-1915(直通)

#### ＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

## 内 訳 表

( 税 抜 き )

種 別	細 別	単 位	予 定 数 量	上 限 単 価	契 約 単 価	
高中木軽剪定工	常緑広葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本	20	10,422	
		幹周60cm以上90cm未満	本	44	16,946	
		幹周90cm以上120cm未満	本	12	28,253	
		幹周120cm以上150cm未満	本	2	50,425	
	落葉広葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本	28	5,054	
		幹周60cm以上90cm未満	本	16	11,311	
		幹周90cm以上120cm未満	本	3	27,826	
	針葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本	32	11,755	
		幹周60cm以上90cm未満	本	6	22,171	
幹周90cm以上120cm未満		本	2	60,841		
枯木処理工	人力・吊るし伐り	幹周20cm以上30cm未満	本	3	12,265	
	チェーンソー伐り	幹周20cm以上30cm未満	本	3	2,812	
低木(寄植え)機械刈整姿工	高さ1.5m未満	㎡	330	337		
生垣機械刈整姿工	高さ0.75m以上1.5m未満	m	240	433		
低木(玉物)手刈整姿工	径0.75m以上1.2m未満	株	185	904		
除伐・蔓切り工		㎡	100	156		
除草	人力除草	㎡	15,464	445		
	機械除草	㎡	24,856	158		
発生材処理	刈草 チップ等再生化	kg	28,600	43		
	枝・幹 チップ等再生化	kg	10,200	41		

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

契約単価欄は、契約者が記入する。

## 有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託（２）特記仕様書

### 1 適用

本仕様書は、有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託（２）に適用する。

### 2 履行場所

海老名市本郷 3826 番地ほか

（履行場所詳細は、別紙『有馬・半原線管路一覧表』のとおりとする。）

### 3 履行期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

### 4 支払方法

委託料の支払いは 3 回払い（9 月・12 月・3 月末締め）とし、受託者の請求により精算する。

また、消費税として精算額に税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。

### 5 換算方法

剪定樹木の幹周や樹高が異なった場合には、別紙『換算表』により精算（円未満の端数切捨て）するものとする。

なお、換算表にない処理が生じた場合は、監督員と協議し見積等で対処する。

### 6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり横須賀市上下水道局契約規定及び労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守すること。

### 7 業務内容

本業務委託についての業務内容は以下のとおりである。

#### （１）高中木軽剪定工

##### ア 常緑広葉樹

幹周 30 cm 以上 60cm 未満 （予定数量 **20** 本）

幹周 60 cm 以上 90cm 未満 （予定数量 **44** 本）

幹周 90 cm 以上 120cm 未満 （予定数量 **12** 本）

幹周 120cm 以上 150cm 未満 （予定数量 **2** 本）

- イ 落葉広葉樹
  - 幹周 30 cm以上 60cm 未満 (予定数量 **28** 本)
  - 幹周 60 cm以上 90cm 未満 (予定数量 **16** 本)
  - 幹周 90 cm以上 120cm 未満 (予定数量 **3** 本)
- ウ 針葉樹
  - 幹周 30 cm以上 60cm 未満 (予定数量 **32** 本)
  - 幹周 60 cm以上 90cm 未満 (予定数量 **6** 本)
  - 幹周 90 cm以上 120cm 未満 (予定数量 **2** 本)
- (2) 枯木処理工
  - ア 人力・吊るし伐り
    - 幹周 20cm 以上 30cm 未満 (予定数量 **3** 本)
  - イ チェーンソー伐り
    - 幹周 20cm 以上 30cm 未満 (予定数量 **3** 本)
- (3) 低木（寄植え）機械刈整姿工
  - 高さ 1.5m 未満 (予定数量 **330** m<sup>2</sup>)
- (4) 生垣機械刈整姿工
  - 高さ 0.75m 以上 1.5m 未満 (予定数量 **240** m)
- (5) 低木（玉物）手刈整姿工
  - 径 0.75m 以上 1.2m 未満 (予定数量 **185** 株)
- (6) 除伐・蔓切り工
  - 樹木・つる類の除伐 (予定数量 **100** m<sup>2</sup>)
- (7) 除草
  - ア 人力除草 (予定数量 **15,464** m<sup>2</sup>)
  - イ 機械除草 (予定数量 **24,856** m<sup>2</sup>)
- (8) 発生材処理
  - ア 刈草 チップ等再生化 (予定数量 **28,600** kg)
  - イ 枝・幹 チップ等再生化 (予定数量 **10,200** kg)

## 8 業務仕様

本業務委託についての業務仕様は以下のとおりである。

- (1) 高中木軽剪定工
  - ア 軽剪定は、樹冠の整正、刈込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝すかし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする。
  - イ 軽剪定の基準値は、常緑広葉樹の幹周（60cm 以上 90cm 未満）を基準とし、樹種や幹周が異なる場合は別紙「換算表」により精算するものとする。

ウ 松剪定は、緑摘み及び強枝すかしを行うこと。

幹周が異なる場合は、針葉樹軽剪定「換算表」により精算するものとする。

エ 太い枝を剪定した時には、必要に応じて切り口に癒合剤を塗布すること。

## (2) 枯木処理工

ア 人力・吊るし伐りについては、幹周 20cm 以上 30cm 未満を基準とする。

幹周が異なる場合は、別紙「換算表」により精算するものとする。

イ チェーンソー伐りについては、幹周 20cm 以上 30cm 未満を基準とする

幹周が異なる場合は、別紙「換算表」により精算するものとする。

## (3) 低木（寄植え）機械刈整姿工

低木（寄植え）機械刈整姿工については、平面的に広く刈込まれた寄植え植栽を刈込み鉸及び剪定機により作業を行い、全体としてまとまりのある形で見通しを良くする様な刈込み作業を行うこととする。

また、高さ 1.5m 未満を基準とし、樹高が異なる場合には別紙「換算表」により精算するものとする。

## (4) 生垣機械刈整姿工

生垣機械刈整姿工については、帯状に列植された植栽の天端部分を揃え、一定幅に定め、両面を刈込むこととする。

また、高さ 0.75m 以上 1.5m 未満を基準とし、樹高が異なる場合には、別紙「換算表」により精算するものとする。

## (5) 低木（玉物）手刈整姿工

低木（玉物）手刈整姿工については、数本寄せ植えして、玉物仕立てしているものに適用することとする。

また、径 0.75m 以上 1.2m 未満を基準とし、樹径が異なる場合は、別紙「換算表」により精算するものとする。

## (6) 除伐・蔓切り工

除伐・蔓切り工については、概ね幹周 10cm 未満の容易に伐採できる樹木つる類の除伐を目的とし、フェンス及び樹木に巻きついているものや枝等が垂れ下がっているつる類の除去をするものとする。

## (7) 除草

ア 作業は、繁茂している雑草を地際まで丁寧に刈取るものであるが、周辺の樹木等を傷つけない様十分注意すること。

## (8) 発生材処理（刈草、枝・幹）

ア 本作業で発生した刈草、剪定枝・幹等は、堆肥再資源化及びリサイクル化する施設に搬入し適切に処理すること。

## 9 検便

水道法第 21 条に基づき、作業員全員（1 週間以上の連続作業となる者。ただし重機オペレーター等を除く。）の検便を以下の様に行い、着手前（入場前）にその結果の写しを監督員に提出し、承諾を受けること。

### （1）検査項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌 O-157

### （2）報告書記載内容

氏名、性別、年齢、検査結果、検査機関

## 10 一般事項

本業務委託についての一般事項は以下のとおりである。

- （1）作業範囲及び出来高管理は事前事後の立会いで確認する。また、作業は速やかに履行するものとし、緊急を要する場合は、確認後 7 日以内に作業を着手すること。
- （2）作業計画及び工程表は、監督員と協議し作成すること。
- （3）作業により発生した草木等は、リサイクル処分場又は環境対策に適した施設において処分すること。また、計量表を報告書に添付し提出すること。
- （4）契約後に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- （5）作業員は、担当業務に精通すると共に、常に品位と規律を保ち、業務に支障をきたさぬよう各作業工程には十分注意を払うこと。また設備等の破損や不具合を発見した時は、直ちに監督員に報告しその指示を受けること。
- （6）受託者は、作業現場の見やすい位置に作業掲示板を設置すること。
- （7）受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- （8）作業着手前に作業日程について、監督員と協議すること。
- （9）作業日程表と作業員名簿を作業着手前に 1 部提出すること。また、作業中は毎日作業終了時に作業日報を提出すること。（FAX 可）
- （10）受託者は、本作業を行う場合、作業範囲内における各種事故防止については、万全な安全対策等の措置を講ずること。また作業車の駐車等には、近隣住民や通行人への配慮や当局の業務に支障しないように十分注意を払うこと。
- （11）作業完了後、業務完了報告書を作成し履行期間内に監督員に提出すること。

## 有馬・半原線管路一覧表

No.	名 称	住 所	業務月
1	有馬線管路	海老名市本郷3826番地	7～9月 ・10～12月初旬
2	有馬線管路	綾瀬市吉岡2685番地	7～9月 ・10～12月初旬
3	有馬線管路	藤沢市用田2665～2789	7～9月 ・10～12月初旬
4	有馬線管路	藤沢市円行2丁目19番地	7～9月 ・10～12月初旬
5	有馬線管路	藤沢市円行字馬渡1103番地	7～9月 ・10～12月初旬
6	有馬線管路	藤沢市円行979番地	7～9月 ・10～12月初旬
7	有馬線管路	藤沢市亀井野893番地	7～9月 ・10～12月初旬
8	有馬線管路	藤沢市立石1丁目3番地	7～9月 ・10～12月初旬
9	有馬線管路	藤沢市西富568番地	7～9月 ・10～12月初旬
10	有馬線管路	藤沢市村岡東4丁目7番地	7～9月 ・10～12月初旬
11	有馬浄水場内	海老名市中河内1767番地	7～9月 ・10～12月初旬
1	半原線管路	海老名市大谷北3丁目5番地	7～9月 ・10～12月初旬
※	水道管路用地及び施設用地	その他(苦情等)	7～3月
※	有馬浄水場構内樹木剪定	海老名市中河内1767番地	7～11月
備 考:			

## 【換 算 表】

### 高中木軽剪定工

軽剪定 基準値:常緑広葉樹の幹周60cm以上90cm未満

幹周	換算値(本)		
	常緑広葉樹	落葉広葉樹	針葉樹
15cm未満	0.1		
15cm～30cm未満	0.4	0.1	0.3
30cm～60cm未満	0.6	0.2	0.6
60cm～90cm未満	1.0	0.6	1.3
90cm～120cm未満	1.6	1.6	3.5
120cm～150cm未満	2.9	2.9	6.5
150cm～180cm未満	4.9	4.9	9.8
180cm～210cm未満	7.1	7.3	13.2
210cm～240cm未満	9.5	9.9	16.6
240cm～270cm未満	12.1	12.9	20.0
270cm～300cm未満	14.9	15.9	23.3

### 枯木処理工

人力・吊るし伐り 基準値:幹周20cm以上30cm未満

幹周	換算値(本)
20cm以上30cm未満	1.0
30cm以上60cm未満	6.7
60cm以上90cm未満	12.2
90cm以上120cm未満	20.3
120cm以上150cm未満	30.5
150cm以上200cm未満	44.0
200cm以上250cm未満	61.0

チェーンソー伐り 基準値:幹周20cm以上30cm未満

幹周	換算値(本)
19cmまで	0.6
20cm以上30cm未満	1.0
30cm以上60cm未満	3.8
60cm以上90cm未満	9.5
90cm以上120cm未満	18.1

低木(寄植え)機械刈整姿工 基準:高さ1.5m未満

樹高	換算値(m)
1.5m未満	1.0
1.5m～2.5m未満	2.5
2.5m以上	3.6

生垣機械刈整姿工 基準:高さ0.75m以上1.5m未満

樹高	換算値(m)
0.75m未満	0.4
0.75m～1.5m未満	1.0
1.5m以上	4.1

低木(玉物)手刈整姿工 基準:径0.75以上1.2m未満

樹径	換算値(株)
0.45m未満	0.5
0.45m～0.75m未満	0.7
0.75m～1.2m未満	1.0
1.2m以上	2.4

令和5年度 有馬線管路ほか樹木植物管理業務委託(2) 作業集計表

月分

名称	規格	契約		有馬浄水場(樹木剪定・草刈)	有馬浄水場(他苦情等)	有馬線管路	有馬線管路(苦情等)	企業団	半原線管路	半原線管路(苦情等)	合計	
		単位	単価	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	金額
高中木軽剪定工	常緑広葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本									
		幹周60cm以上90cm未満	本									
		幹周90cm以上120cm未満	本									
		幹周120cm以上150cm未満	本									
	落葉広葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本									
		幹周60cm以上90cm未満	本									
		幹周90cm以上120cm未満	本									
	針葉樹	幹周30cm以上60cm未満	本									
		幹周60cm以上90cm未満	本									
幹周90cm以上120cm未満		本										
枯木処理工	人力・吊るし伐り	幹周20cm以上30cm未満	本									
	チェーンソー伐り	幹周20cm以上30cm未満	本									
低木(寄植え)機械刈整姿工	高さ1.5m未満	m <sup>2</sup>										
生垣機械刈整姿工	高さ0.75m以上1.5m未満	m										
低木(玉物)手刈整姿工	径0.75m以上1.2m未満	株										
除伐・蔓切り工		m <sup>2</sup>										
除草	人力除草	m <sup>2</sup>										
	機械除草	m <sup>2</sup>										
発生材処理	刈草 チップ等再生化	kg										
	枝・幹 チップ等再生化	kg										
										委託価格(円)		
										消費税相当額(円)		
										合計(円)		